

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年八月九日奈良県指令郡土第八一―二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年九月十九日郡土第五一四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年九月十九日郡土第一五四号

三 開発区域に含まれる地域

天理市三島町一〇〇番三、一〇〇番五及び一〇〇番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積和不動産関西株式会社 代表取締役 松吉三郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市三島町一〇〇番六